

徳島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び徳島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」）及び実施要綱で使用する用語の例による。

(指定の申請等)

第3条 法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定（以下「指定」という。）の申請（以下「指定申請」という。）は、事業開始予定日の1月前までに、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書（第1号様式）により行うものとする。

2 市長は、指定申請に基づき指定をしたときは、当該指定を受けた者に対し、指定通知書（第5号様式）を交付する。

3 指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定の拒否)

第4条 市長は、指定申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

- (1) 指定申請をした事業者（以下「申請者」という。）が法人でないとき。
- (2) 申請者が、徳島市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (3) 申請者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）又は使用人であって、申請者の事業所又は申請者が開設した施設を管理する者（以下「役員等」という。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4) 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者である

とき。

- (5) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- (7) 申請者の役員等のうちに第4号から第6号までのいずれかに該当する者があるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が地域支援事業の円滑かつ適切な実施に支障が生ずると認めるとき。

2 市長は、指定申請があった場合において、徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画において定める地域支援事業に係る計画量に既に達しているとき、当該申請に係る指定によってこれを超えることになることを認めるとき、その他の徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、指定をしないことができる。

（指定の更新の申請等）

第5条 指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前項の更新の申請は、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日の1月前までに、指定更新申請書（第4号様式）により行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定による申請に基づき指定の更新をしたときは、当該指定の更新を受けた者に対し、指定更新通知書（第6号様式）を交付する。
- 4 第2項の更新の申請があった場合において、指定の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 6 第3条第3項及び前条第1項の規定は、指定の更新について準用する。

（変更の届出等）

第6条 指定事業者は、第3条第1項又は前条第2項の規定による申請の内容に変更があったときは、当該変更の日から10日以内に、変更届出書（第2号様式）により市長に届け出るものとする。

- 2 省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止又は休止の届出は、当該廃止又は休止の日の1月前までに、廃止・休止届出書（第3号様式）により行うもの

とする。

3 指定事業者は、休止した事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に再開届出書（第2号の2様式）により市長に届け出るものとする。

（添付書類）

第7条 第3条、第5条及び前条に規定する申請書又は届出書には、省令に定めるもののほか、市長が必要と認める書類を添付するものとする。

（事業者情報の提供）

第8条 市長は、第3条の申請に係る指定を行ったとき、第5条の申請に係る更新を行ったとき又は第6条の届出があったときは、指定事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を徳島県、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会その他の機関に対して提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定又は更新の年月日並びに指定の有効期間満了日
- (4) 変更、廃止、休止又は再開の年月日
- (5) 事業開始年月日
- (6) 運営規程
- (7) 介護保険事業所番号
- (8) その他市長が必要と認める事項

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年1月1日から施行する。
- 2 既に指定訪問介護相当サービス又は指定基準緩和型訪問サービスの指定を受けた事業所が指定訪問介護相当サービス又は指定基準緩和型訪問サービスの指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において指定訪問介護相当サービス又は指定基準緩和型訪問サービスを一体的に提供する場合は、第5条第1項の規定にかかわらず、有効期間が先に満了するいずれかのサービスの当該有効期間が満了するまでに更新を受けなければならないものとする。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。